鳥取広報

発行所　鳥取市役所　鳥取市西町　代表電話4,111番
編集兼発行者　鳥取市総務課
印刷所　中央印刷KK　鳥取市元魚町1丁目33　電話3,300番

鳥取市の世帯人口

区分		12月31日現在	11月30日現在	増△減
世帯数		24,697	24,647	50
人口	男	52,067	51,992	75
	女	56,333	56,288	45
	計	108,400	108,280	120

災火復興や七〇周年記念事業完了感謝
観光・産業開発等を推進
＝入江市長年頭挨拶＝

市では、希望に輝く昭和34年の元日午前11時から市内遷喬小学校講堂で、市内在住の各界代表や団体、組織の代表、名士、一般市民約六〇〇名参列のもとに、恒例の「新年市民合同祝賀会」を開催いたしました。この席上、入江市長は次の通り、皇室の弥栄を寿ぎ、火災復興の完成や市制七〇周年記念事業、行事の完了は、市民皆さんの御理解と御協力の賜として感謝の意を表し、今年は観光道路の整備や産業の開発によつて商工業の振興を期し、その他市民生活に直結する福祉行政を強化したい旨年頭の挨拶を述べました。

×　×

市民の皆さん、あけましておめでとう御ざいます。

ここに昭和34年の新春を迎えるにあたりまして、市民の皆さんと共に、皇室の弥栄を寿ぎ奉ります。

殊に昨年11月27日にはなつたものでありましら御慶祝の意を表する次第で御ざいます。

国民待望の皇太子妃を擁て、国家の前途には光明を改められまして、民間を、また国民には感激と希望を与えられ、市民の皆さんと共に謹んでこのさんから寄せられました深い意義を肝銘し、心か絶大な御協力と御鞭撻に

国以来二六一八年の伝統さて御婚約が発表されました事は、皇室自ら卒先して憲法の章条を御垂範にします。

国以来七年十ケ月、市民皆

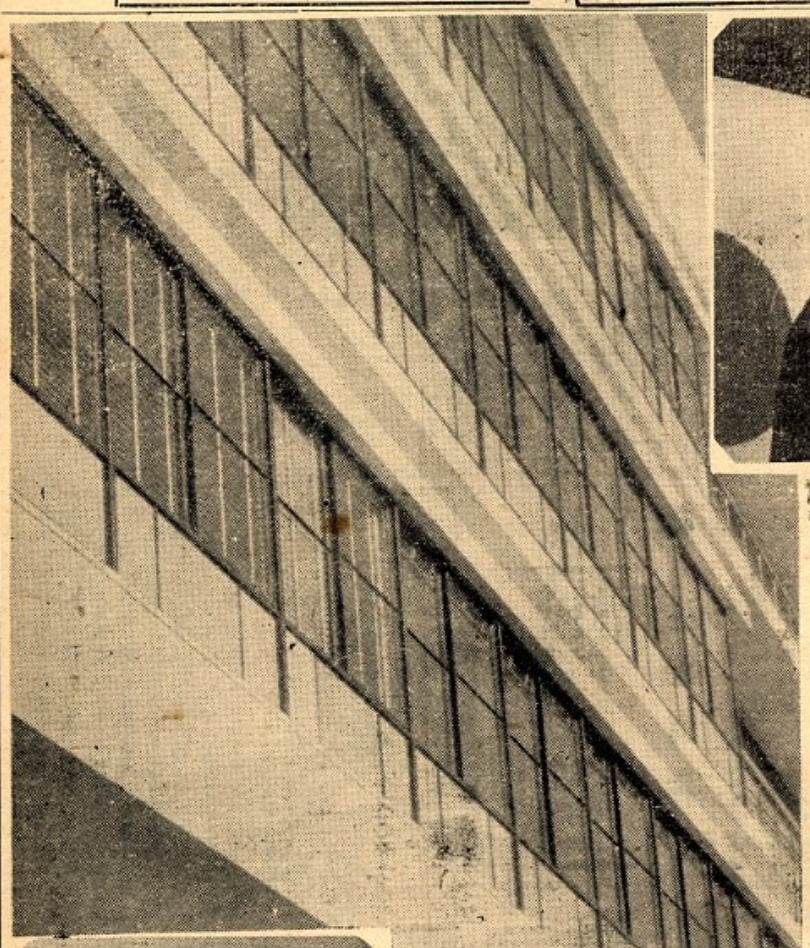

よりまして市政を担当して参りましたが、就中大火の処理とその復興という大きな課題と取り組まねばならなかつたのでありますが、お蔭をもちまして、国県など関係方面の御指導よろしきを得ましたことと、市民皆さんの心からなる御協力を仰ぎ得まして、この難事業も計画通りに完成でき、余すところ換地精算事務だけとなりました。

また、明治22年の市制実施以来七〇周年を迎え、これを記念する数多くの事業や行事も悉く終了させていただきました事は、私の終生忘れることのできない快心事で御ざいまして、これも偏に市民皆さんの御理解と心からの御援助の賜として、洵に感激にたえないところでございます。

この盛り上る市民皆さんの温い御協力と鞭撻がある限り、如何なる市政上の難事も難事たり得ず、容易にこれを克服することができるという、将来市政を担当する上に大きな自信を得させていただきましたことを感謝しています。

観光道路整備

次に鳥取市政に対する新年度からの抱負の一端を申上げます。

先ず、私たちの街を、より明るく、より美しくより豊かにするということでございます。

これを実現するための施策の一つと致しまして、工場誘致などが考えられますが、これには本市の気候風土や地理的条件、産業構造などから大小様々な難点がひそんでおりますので、むしろ産業資源の開発とその高度生活改善を図るべきは勿論、本市に隣接している津ノ井村、国府町、福部村などを吸収し、地域社会の開発、産業経済の基盤の強化、地方文化の向上を図ることが大切だと存じます。

こうして、市政の基本行政と市財政の規模を拡大し、商工業の振興を図り、これに伴う熱情と研鑽を加えまして、大鳥取市発展のために尽したいと念願いたしますので、何卒市民皆さんの格段の御支援と御協力を希つてやみません。

皆さんの御多幸と御発展を祈念して年頭の御挨拶とする次第でございます。

産業の開発

また新農山漁村開発計画を推し進めて営農の合理化を図り、市の拡大など、市民生活に直結する福祉行政を強化推進したいと考えている次第でございます。

×　×

以上所懐の一端を申上げましたが、私は更に市政に対する熱情と研鑽を加えまして、大鳥取市発展のために尽したいと念願いたしますので、何卒市民皆さんの格段の御支援と御協力を希つてやみません。

皆さんの御多幸と御発展を祈念して年頭の御挨拶とする次第でございます。

新年市民合同祝賀会では入江市長の式辞に続いて、石破県知事の祝辞があり、祝電披露の後鳥取地方裁判所長の音頭によつて大鳥取市の万歳を三唱、午前11時30分頃和やかな裡に解散いたしました。

〔写真は年頭挨拶を述べる入江市長とその揮毫〕

年頭の挨拶

市議会議長　西川徳弥

昭和三四年の新春を迎えるに当りまして、一一万市民の皆さん、明けましておめでとうございます。

考えて見ますと本年は非常に意義ある年だと考えるわけであります。特に新春早々ソ連が月に向つてロケットを打ちあげたのでありますが、これが太陽の周囲を廻る最初の人工惑星として、順調に軌道にのるというような想像以上に非常な科学の進歩した時代に到達致しました。

然しながら政治の面では科学と並行して進んでいるとは考えられません。少くともこの科学の進歩が人類の幸福のために利用されるか、或は人類自らの不幸を招くかという大きな岐路に立つておると思います。これは総て政治が左右すると私は確信をしております。

少くとも議会は意義ある昭和三四年の年頭にあたり、鳥取市の発展と鳥取市民の幸福という最も大きな目的に向つて真剣に考えなければなりません。我々は誠心誠意、正しく住みよい鳥取市の建設という点につきまして、お互に雑念を捨てて考えなければなりません。又お互に誤解があつたり邪推があることは許されません。然も自分だけのことを考える利己的な行動も慎しまなければなりません。種々な雑念を捨てて正しい政治に向つて進まなければならないと考えるのであります。

今年は亥の年でありますが徒らに猪突することなく、反省のある、しかも知性のある猪であつてどうか昭和三四年こそ突進したいと考えます。

市民の皆さん方と力を合わせまして、真に住みよい明朗な鳥取市の建設のために、又、市民の本当の幸福のために色々な雑念を捨てて人の和とお互の愛によつて鳥取市を育てて行きたいと考えます。

どうぞ市民皆さん方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

鳥取市市民憲章

わたくしたち鳥取市民は、わたくしたちのまちをより明るく、より美しく、より豊かにするためこの憲章を守ります。

一、わたくしたちは、だれにも親切にしましょう。
一、わたくしたちは、正しく時間を守りましょう。
一、わたくしたちは、まちに緑を育てましょう。
一、わたくしたちは、公共物を大切にしましょう。

明るい市民性を培う 体育館活用に期待

鳥取市教育長　山下真一

昭和34年の新春に当り本市の皆さまの御多幸と御健康をお祈り申し上げます。

本年は皇太子様と正田美智子様との御婚儀が取り行われる誠に意義深い年であり、またソ連による人工惑星がうち上げられ、人間の自然を征服する限りない科学の力を示された画期的な年でもあります。

またエトからいえば猪の年であります。猪は頭が短く、走り出すと方向転換ができず一直線に突進すると言うので、猪突猛進という言葉ができております。どちらかと申しますと、多少思慮が浅く、めつたやたらに突進すると言う意味に使われているのでありますが、当の猪は必ずしもそうではないのではないでしょうか。あれこれと短い首を傾けて深思の上、目標を定め、一本一本の毛が立つ位満身の力をこめて一気に突入するのだと思います。誠に私たちの学ぶべき生き方だと考えます。

昨年は、いわゆる勤務評定問題で教育界の秩序が一時騒がれましたことは、皆様よく御承知の通りであります。

本年は私たち為政者も教育現場の先生方も、将来の国民を育成するという教育の重要性と子供たちの幸福を考え、いよいよ教育本来の使命に立つて、その向上発展に共々一致協力して進みたいものと考えます。

安全で健康的な校舎の中で、優秀な頼もしい先生の指導のもとに、みんな同じように明るく楽しく勉強している児童生徒たち、また会議室では和やかにいろいろと話しあい研修しておられる父兄たち。

これが私の常日頃描いている夢であります。

再建法の枠の中にあつて、苦しいながらも誠心誠意をもつて、着実に公平に一歩一歩この夢の実現に向つて進んで参ります。

皆様御安心の上、格別の御理解と御協力をお願い致します。

昨年皆様の誠意と浄財によつて、公民館本館兼体育館建設が実現いたしました。これは青少年婦人教育や成人、文化、視聴覚関係も併せた研修場であり、レクリエーション、スポーツのセンターでもあります。

ここから明るい建設的な民主的鳥取市民性が生れるのであり、大鳥取市の発展の力が芽生えるのであります。

どうか、十分に活用していただきますように、またそのような公民館本館兼体育館に育てていただきますように期待し、お願い致します。

猪年の年頭に当り、所懐の一端を述べて御挨拶と致します。

市営施設めぐり (1)

養老施設 敬生寮

この月から毎月、市営施設を一つ宛、市民のみなさんに御案内申上げることにします。先ず今月は、市内丸山町にある養老施設敬生寮を訪ねましょう。

× ×

この養老施設は大正15年7月に、市内湯所町一四三番地に〝共睦園〟として創立され、専ら老衰のために独立して日常生活を営むことのできない六〇才以上の要保護者を収容して、生活扶助を行つてきたのでありますが、その後次第に収容者が増え、この施設では到底収容できなくなりました。

そこで昭和18年11月7日に現在のところに移転改築して収容定員を二五名とし、収容委託業務を開始しましたが、昭和25年3月更に収容室一棟を増築して五〇名の収容定員とし、昭和27年1月9日に〝鳥取市敬生寮〟と称して今日に至つております。

× ×

この敬生寮には、鳥取駅前からバスで十六本松行か岩井方面行に乗つて、丸山町十字路で下車し、北方に徒歩で約五分で着きます。

施設の規模としては七一一坪の敷地に四棟の木造瓦葺平家建が建ち並び、内部には事務室、医務室、慰安室兼食堂、炊事場、浴場、倉庫、収容室（一二〇畳）が一六室整えられています。

この中に、寮長以下八名（兼務主事一、寮母二、看護婦一、調理士二、兼務嘱託医一）の職員の、和合、報恩感謝、自治精神の涵養を指導方針とする行届いた管理のもとに、四八名（男一三、女三五名）の寄るべない老人の方々が静かな余生を送つておられます。

収容者の現況について申上げますと、平均年令は七五才（最高九三才、最低四七才）となつており、農業その他の自営業、女中や工員、無職など入寮前の職業もいろいろで、学歴にも不就学から大学高専卒まであり、中には身体障害の方もあります。

生活の日課としては起床午前5時30分（冬7時）、朝食午前7時30分、昼食正午、夕食午後5時30分、就寝（消灯）午後9時となつています。

収容者の方々は、自発的に〝互助会〟をつくり、お互の慶弔や慰安などを行い、事務所と連絡をとりながら家族的な楽しい生活の実現を期しています。

この方々には特に作業を課してはいませんが、本人の仂く力や特殊な技能などを考えてその自発的な申出によつて居室や廊下、便所の掃除や菜園、花壇の手入などを行います。

収容者の生活費は一人当り月一、八二五円（冬期燃料費四五円を加算）で賄われ、調理士二人の周到な献立によつて栄養食が給されており、お正月や老人の日、盆、彼岸などには、赤飯、寿司、五目飯、野菜サラダなどの特別献立です。

保衣料は本人持参のものの外は貸与とか、援助物資を給与しますし、チリ紙、石ケンなどの日用品の外、若干の小使銭も支給します。

健衛生については、冬期の炬燵、湯タンポ、週二回の入浴、年二回の健康診断の外、寮内に診療所を設けて最善をつくしております。

修養娯楽の面では随時有識者の講話などで情操を高めたり、個人別生活指導を行い、囲碁、将棋、ラジオ、新聞、雑誌などを備え、慰問団による慰安演芸などを観覧させてその万全が期されています。

住民登録と健康診断

新入学児童のお母さんへ

この4月に新しく小学校へ入学される児童をお持ちのお母さん方へ、ぜひ御承知ねがつておかなければならない事がらを申上げます。

住民登録

先ず住所を住民登録にはつきりしておかなければなりません。

つまり小学校の入学は、その児童の住民登録のしてある住所を基にして通ろうとしている学校がきめられましたら、すぐ正しい登録の手続きをされますとともに、教育委員会事務局の学校教育課へ御連絡下さつて至急その手続をしてもらうのであります。

もしも、現在住んでおられるところと、住民登録の住所とが違つている方がありましたら、すぐ正しい登録の手続きをされますとともに、教育委員会事務局の学校教育課へ御連絡下さつて至急その手続をしてもらうのであります。

健康診断

入学児童は就学前に健康診断をすることになつております。

この健康診断は1月の上中旬に、それぞれの入学する学校で行いますから、必ず受けさせて下さい。そしてこの診断の結果簡単な身体の故障や疾病はなるべく入学までに治しておきましょう。

また、就学免除とか、就学猶予、或は盲学校やろう学校などに入学するのは、この就学免除や猶予の申請書に添える診断書は、教育委員会の指定している次の病院や診療所のものでなければなりません。

◎市立鳥取市民病院
◎県立中央病院
◎日赤鳥取支部病院
◎神戸、明治、豊実、松保、末恒の各国民健康保険直営診療所

なお、この就学免除や猶予の申請書に添える診断書は、教育委員会の指定している次の病院や診療所のものでなければなりません。

入学通知

1月の末頃には、皆さんの御家庭へ入学通知書をお届けします。

もしも、2月10日頃になつてもこの通知書が届かないようなときには、市の教育委員会事務局の学校教育課へ申し出て下さい。

（市教委事務局）

1月分から増えます！ お米の配給日数

すでに新聞やラジオなどで御承知のことと思いますが、1月分から希望配給の内地米三日分が一日分ふえて四日分になりました。

つまりこれを綜合した配給日数は次の通りです。

◎基本配給……内地米　一一日分
◎希望配給……内地米　四日分
◎徳用米(1)……陸稲と五等米または徳用米六日分
◎内地米(2)……準徳用米(3)……普通外米　一五日分

しかし1月分徳用米(1)が二日分、(2)が四日分ですが、月によつてはこの六日分の振り分けが変ることがあります。

水道工事の執行状況

御安心下さい！ 一点のキズもないキレイな工事が順調に九九%進んでいます。

以上申上げましたようなに特殊な大工事でもありますが、その進捗状態につきましては、しばしば申上げております通り、地区住民の熱烈な要望である給水は、すでに昭和32年10月から開始しているのでありまして、ただ配水池設置につきましては、常時自治庁、県、財務部の指導を受け、慎重を期して施行いたしましたつもりであります。

その間、数度に亘りまして、事業面については厚生省、金融面については大蔵省など、それぞれ本省関係筋の厳重なる指示と検査を受け、更に常時自治庁、県、財務部の指導を受け、慎重をうに低札により落札したのであります。

従つて、新聞紙上を賑わしております点につきましては、工事そのものにはいささかも不正はなく、しかも順調に運んでいますので、御安心していただいて結構であります。

工事施行に当りまして工区は、契約に基きまして各調査の上設計書を作成し、各工区毎に見積書の提出を求め、工事請負設計金額は普通競争入札のように低札により落札したのであります。

立替工事（太平建設）契約調書

水道問題参考表

年度	工事番号	地区名	工事費	期間 着手	期間 竣工	備考
32年度	2	秋里	1,372,000	32. 5.24	32. 6.10	32.9.12支払 ¥25,154,126
	3	中ノ郷線	3,447,693	〃 3.17	〃 4.18	
	3の2	〃	175,000	〃 4.12	〃 4.25	
	4	八千代橋	3,582,660	〃 4.11	〃 7. 8	32.12.21支払 ¥5,491,660
	5	安長	2,280,000	〃 4.27	〃 5.14	
	8	千代橋	6,814,654	〃 4.11	〃 7.28	
	9	古海	4,698,000	〃 7.11	〃 8.13	32.12.27支払 ¥3,851,858
	14	吉方	4,958,000	〃 4. 6	〃 9. 6	
	15	雲山	3,195,637	〃 3.28	〃 9. 2	
	16	大杙	1,909,000	〃 5. 9	〃 8.15	
	17	今在家	2,065,000	〃 5.15	〃 6.10	
		湯所地区	2,258,000	33. 4.25	33. 5.28	33.6.30支払 ¥2,258,000
		中ノ郷水源	2,975,626	〃 5. 3		工事継続中(未払)
		計	39,731,270			支払合計 ¥36,755,644
33・34年度	18	面影	2,148,000	32. 6. 3	32.10. 2	33.8.30支払 ¥8,827,000
	20	東郷	2,134,000	33. 3. 9	33. 4.14	
	12	美保	935,000	32. 7.14	32.12.30	
	1	千代水	1,720,000	〃 6.20	〃 11. 6	
	19	布勢	1,890,000	33. 3.23	33. 5. 5	
	6	大正	2,210,000	32. 4.22	32. 5.24	33.9.2支払 ¥12,989,779
	7	〃	2,606,779	〃 3.12	〃 4.15	
	10	〃	1,810,000	〃 4.22	〃 5.21	
	11	〃	2,373,000	〃 5.11	〃 5.28	
	13	滝山	3,990,000	〃 9.26	33. 3.30	
		上町配水池	35,000,000	32.12. 1		工事継続中内払として33.9.20支払 ¥6,000,000
		配水池連結管工事	760,000			〃（未払）
		配水池追加工事	684,000	未契約		
		配水管布設工事	5,397,000	〃		
		湖山配水塔連結管工事	842,000	〃		
		計	64,499,779			支払合計 27,816,779
		合計	¥104,231,049			支払総合計 ¥64,572,423

水道工事1億随契に関する市長声明

全国稀な隧道式特殊大工事
せざるを得なかた随契
慎重審議の上太平建設へ

昨年末から市民皆さんに大変御心配をおかけ致しております本市の、公営企業法によって運営されております水道局の問題につきましては、各報道機関によっても報道されており、巷間にもいろいろな風評を生んでおりますが、ここにその水道敷設の実情を公表いたしまして、市民皆さんの公正な御批判の資といたし度いと存じます

第四回水道拡張工事の経過

合併条件具現のために六ケ年計画を樹て、30・31年度は地区別に地元業者に指名競争入札

昭和28年に周辺6月認可となり、従って一五ケ村起債認可も遅れ、昭和30年を市域に年度計画四、一〇〇万円編入いたしました六〇〇万円が昭和31年1月に決定した次第で、際の重要なありまして、工事も同な合併条件の一つ年3月から施行となり、工事の大部分が翌年度繰として水越となりましたので、当道敷設の初計画を再三変更して、要望があり、市で昭和30年度から六ケ年の継続工事となつたのであり、市では直ちに敷設工費のみを、工区をその対策にあたりまして、昭和したのであります。

立替工事に至る経過

地元の要望、資金運営などから本管、給水工事の同時施行による立替工事を調査研究

ここに問題になりますことは、単年度起債額だけでは同一地区を完全につて議会給水する運びに至らないの承認を関係が生じ、少くとも本得たので管敷設と同時に、同一地区の各戸給水を一日も早くしてくれとの切望もあり、市で直ちにその対策としていろいろな現地調査を行った結果、その必要性を認め、当局では調書を作けて実施したのであります。

30年度起債額六〇〇万円の水道配水管工事は湖山地区の一部本管の敷設工事でありまして、これも前年と同様地区別に地元業者に指名競争入札によつて実施したのであります。

引続き31年度三、〇〇〇万円の配水管工事は潮山、千代水の一部の施行でありまして、これも前年と同様地区別に地元業者の指名競争入札によつて実施したのであります。なお、両年度に亘る工事請負契約の内容については、主要材料は水道局持とし、業者には配水管の施行方法は住民から歓迎され、しかも非常に良好な成績を上げておりますので住民の要望にも応えられることが解りました。

若しこれを前に申しましたように、起債の関係などから本管工事だけで中止する場合には、個々の給水工事ができないことも起り、公共の福祉と、当局や水道委員という事業本来の目的にも近畿、東海、中国、九そえないと共に、経営も州の各班に分れての調査円滑に行かないので、本研究の結果に基いて、契管工事即給水工事を行う約の内容を詳細に検討したところ、他都市でもこの施行方法は住民から歓迎され、しかも非常に良好な成績を上げておりますので住民の要望にも応えられることが解りました。

立替工事の意義と利害得失

政府資金借入利率と同一以下の低利で立替工事施行、水道料金早期収入等で公共福祉増進

さきに説明いたしましたように、起債の関係などから本管工事だけで中止する場合には、個々の給水工事ができないことも起り、公共の福祉と、当局や水道委員という事業本来の目的にも近畿、東海、中国、九そえないと共に、経営も州の各班に分れての調査円滑に行かないので、本研究の結果に基いて、契管工事即給水工事を行う約の内容を詳細に検討したところ、他都市でもこの施行方法は住民から歓迎され、しかも非常に良好な成績を上げておりますので住民の要望にも応えられることが解りました。

また、財政面から系数的に考えましても、従来政府資金の借入利率六分五厘、公募債七分五厘（従来の公募債九分以上）であり、立替工事の金利は六分五厘であるとすれば、同一金利以下で事業が行える事になる訳で、一日も早く給水すれば水道料金の早期収入が計られ、収支の均衡上からは有利になるのであります。しかしながら反面支出の面でも、繰上施行の場合は、当初の予定より減価償却費その他諸経費の繰上支払も生じて来ると点も検討したのであります、結局は六ケ年計画中には相当な黒字を生ずることになつていたのであります。

従つて以上の状況から考えまして、この契約の方法につきましては地方自治法、市条例、地方公営企業法ともに競争入札を原則としているのであります。

次に昭和33年11月10日議会で承認された五〇〇万円の追加は、当初計画の一部改正（分担金設置）について昭和31年3月12日議会に提出し、地方自治法第二一七条によつて公聴会を開くために継続審議となつて、同年6月30日に議決となつたのであります。

以上の過程によりまして、昭和31年11月5日議会の議決に基きまして、昭和32年度配水管工事費日に提出し、同年11月8日議決となつており、本省認可は同30年6月14日でありましたが、計画年度が一ケ年ずれた関係から計画変更を議会に提出すると共に、給水条例の一部改正（分担金設置）について、市民に安心していただくため、昼夜兼行で工事を行う予定でありましたが、隣接市民から爆音による被害や深夜の作業中止の申出もありまして、契約通りに施工できなかつたことに対しましては遺憾に存じます。

第四回拡張工事配水管敷設工事状況調

工事施行済部落

☆湖山地区
湖山、大寺屋、堀越、新田、開拓。

☆松保地区
足山、布勢、岩吉。

☆千代水地区
江津、秋里、晩稲、南隈、安長、徳吉。

☆大正地区
徳尾、古海、山ケ鼻、菖蒲、西吉成。

☆面影地区
新村、雲山、正蓮寺、桜谷、東今在家、大代一、二区。

☆稲葉山地区
滝山。

☆東郷地区
本高。

未施行部落

☆松保地区
東桂見、西桂見、東里仁、西里仁。

☆大正地区
服部、野寺。

☆美穂地区
東下味野、西下味野、源太、朝月、上味野、篠田、竹生、向国安。

☆大和地区
東倭文、西倭文、長谷

☆倉田地区
下国安、上国安、蔵田、東馬場、西馬場、橋本、八坂、待居、下円通寺、上円通寺。

太平建設と随契に至つた経過

この大工事は特殊技術を要する為経歴、立替能力など慎重研究の結果太平建設以外になし

次に、この工事にかかの経歴を有するものは、る業者の選定であります太平建設工業と久保田水が、この選定に当つては道工業の二社であります当時水道局長から関係ところ、たまたまこの二各省に相談いたしました社から立替工事の指名願が、これは相当広範囲でが提出されましたので、高額な工事計画でありまこれについて調査いたしすので、その実施にあたりましては先ず信用、経秀であり、それぞれ信用、経歴とも別表の通りですので、結局太平建設に重点を置くに至つたのであります。

太平建設工業は創設昭和27年で経験も豊富、しかもその成績は優秀且つ三菱商事との資本的つな工事を随所に契約している実績があります。

これに対して久保田水道工業は、発足以来立替工事も一億円程度が一件、他は少額分だけしかなく、その上同社は二、〇〇〇万円以上の立替工事に対しては市の保証をしてくれとの条件もあり、これらの点を考え合せて太平建設工業に決定した次第であります。

両社の比較表

社名	創立	工事経歴	資本金	備考
久保田水道	昭和30	3市町村 工事金 165,480,000	20,000,000	親会社 久保田鉄工（資本金30億円）
太平建設	昭和27.5	18市町村 工事金 1,048,670,000	40,000,000	親会社 三菱商事（資本金75億円）

次期の工事

次期工事（34年度、35年度）の施行は、昭和33年11月議会で計画変更の時期やその方法を決定す承認を得、現在本省に申る予定であります。

請中のため、認可があり次第議会に諮つて、施行

解決策として残されたのが立替工事という方法で、これについて討議されたのであります。

そこで当局なり、市議会水道委員でも調査研究された結果として、他のいずれの立替工事の事例を見ても、市民の便益は勿論、工事も比較的順調に施行されているというこの調査報告を水道局長から受けたのであります。

従つて繰上工事実施に当りまして、最も重要な点は起債承認の如何にあつては県当局を始め、財務部や関係各省と数次にわたつて了承の折衝に当りまして、この点について了承点に達したのであります。

第二は、給水戸数の確保で、これにつきましては、関係地区に再三説明し、戸数八割確保の運動を展開したのであります。

次に第三の収支の均衡につきましては、繰上げ勿論、工事も比較的順調に施行されているというこの調査報告を水道局長から受けたのであります。

従つて繰上工事実施に当りまして、最も重要なことは、収支の均衡からも妥当と考えたのであります。

以上の三点につきましては県当局を始め、財務部や関係各省と数次にわたつて了承の折衝に当りまして、収支の均衡上からは有利になるのであります。しかしながら反面支出の面でも、繰上施行の場合は、当初の予定より減価償却費その他諸経費の繰上支払も生じて来ると点も検討したのであります、結局は六ケ年計画中には相当な黒字を生ずることになつていたのであります。

従つて以上の状況から考えまして、この契約の方法につきましては地方自治法、市条例、地方公営企業法ともに競争入札を原則としているのであります。

次に昭和33年11月10日議会で承認された五〇〇万円の追加は、当初計画の一部改正（分担金設置）について、市民に安心していただくため、昼夜兼行で工事を行う予定でありましたが、隣接市民から爆音による被害や深夜の作業中止の申出もありまして、契約通りに施工できなかつたことに対しましては遺憾に存じます。

立替工事の意義と利害得失

政府資金借入利率と同一以下の低利で立替工事施行、水道料金早期収入等で公共福祉増進

さきに説明いたしましたように、起債の関係などから本管工事だけで中止する場合には、個々の給水工事ができないことも起り、公共の福祉と、当局や水道委員という事業本来の目的にも近畿、東海、中国、九そえないと共に、経営も州の各班に分れての調査円滑に行かないので、本研究の結果に基いて、契管工事即給水工事を行う約の内容を詳細に検討したところ、他都市でもこの施行方法は住民から歓迎され、しかも非常に良好な成績を上げておりますので住民の要望にも応えられることが解りました。

また、財政面から系数的に考えましても、従来政府資金の借入利率六分五厘、公募債七分五厘（従来の公募債九分以上）であり、立替工事の金利は六分五厘であるとすれば、同一金利以下で事業が行える事になる訳で、一日も早く給水すれば水道料金の早期収入が計られ、収支の均衡上からは有利になるのであります。しかしながら反面支出の面でも、繰上施行の場合は、当初の予定より減価償却費その他諸経費の繰上支払も生じて来ると点も検討したのであります、結局は六ケ年計画中には相当な黒字を生ずることになつていたのであります。

従つて以上の状況から考えまして、この契約の方法につきましては地方自治法、市条例、地方公営企業法ともに競争入札を原則としているのであります。

次に昭和33年11月10日議会で承認された五〇〇万円の追加は、当初計画の一部改正（分担金設置）について、市民に安心していただくため、昼夜兼行で工事を行う予定でありましたが、隣接市民から爆音による被害や深夜の作業中止の申出もありまして、契約通りに施工できなかつたことに対しましては遺憾に存じます。

太平建設と随契に至つた経過

この大工事は特殊技術を要する為経歴、立替能力など慎重研究の結果太平建設以外になし

次に、この工事にかかの経歴を有するものは、る業者の選定であります太平建設工業と久保田水が、この選定に当つては道工業の二社であります当時水道局長から関係ところ、たまたまこの二各省に相談いたしました社から立替工事の指名願が、これは相当広範囲でが提出されましたので、高額な工事計画でありまこれについて調査いたしすので、その実施にあたりましては先ず信用、経秀であり、それぞれ信用、経歴とも別表の通りですので、結局太平建設に重点を置くに至つたのであります。

太平建設工業は創設昭和27年で経験も豊富、しかもその成績は優秀且つ三菱商事との資本的つな工事を随所に契約している実績があります。

これに対して久保田水道工業は、発足以来立替工事も一億円程度が一件、他は少額分だけしかなく、その上同社は二、〇〇〇万円以上の立替工事に対しては市の保証をしてくれとの条件もあり、これらの点を考え合せて太平建設工業に決定した次第であります。

両社の比較表

社名	創立	工事経歴	資本金	備考
久保田水道	昭和30	3市町村 工事金 165,480,000	20,000,000	親会社 久保田鉄工（資本金30億円）
太平建設	昭和27.5	18市町村 工事金 1,048,670,000	40,000,000	親会社 三菱商事（資本金75億円）

次期の工事

次期工事（34年度、35年度）の施行は、昭和33年11月議会で計画変更の時期やその方法を決定す承認を得、現在本省に申る予定であります。

請中のため、認可があり次第議会に諮つて、施行

公営企業会計の特質と管理者の設置

水道企業会計は市の一般会計とは全然別なもの。水道事業には市長は議案の提案権、水道管理者は事業施行と出納その他会計事務一切

水道企業会計について申上げたいと思います。水道企業の特質につきましては、市の一般会計と異り、全く別個の形態である独立採算制を採つているのでありますが、この制度を簡単にいえば、自分が仂いて得た収入で自分の経費を賄つていくということであります。

このことは企業法に規定してありますが、公営企業の経営原則から申しまして、企業が公共性の立場を維持すると同時に、最少の経費で最大の効果を上げるということが最も重要なことであります。つまり法の示すように、企業会計は一般会計とは別個に取扱われております。

例えば一般会計の収入役と市長との二元的存在に対して、企業会計では管理者と管理者の出納業務を執行する企業出納員との一元化という特色をもつているのであります。ただ一般会計との関係については、それぞれの会計から繰出繰入が議会の承認を得て認められるのみでありまして、会計事務上の面でも全く別個となつております。

その事務の実際は、管理者の職務と責任において執行され得るものであります。

次にこの水道事業管理者の権限と責任について説明いたしますと次の通りであります。

先ず、管理者の地位と権限については、企業法に基いて水道業務を執行し、その業務の執行については地方公共団体を代表するものであると定められております。

ひるがえつて水道事業における市長の権限と責任は と申しますと、次の通りであります。

1、地方公営企業の基本計画

2、水道予算の調整

3、水道議案の提出

4、水道決算関係の監査委員並びに議会に対しての認定

5、地方自治法に基く過料

管理者担当業務

一　その権限に属する事務を分掌させるため、必要な分課を設けること。

二　職員の任免、給与、勤務時間、その他の勤務条件、懲戒、研修およびその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。

三　地方公営企業の基本計画案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

四　地方公営企業の基本計画に基いて事業計画を定めること。

五　予算の見積に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

六　予算の実施計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

七　決算を作成し、地方公共団体の長に提出すること。

八　当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。

九　契約を結ぶこと。

十　料金その他の使用料又は手数料を徴収すること。

十一　予算内の支出をするため一時の借入をすること。

十二　出納その他の会計事務を行うこと。

十三　証書及び公文書類を保管すること。

十四　その権限の範囲内において労仂協約を結ぶこと。

十五　当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許、その他の処分で政令で定めるものを受けること。

十六　前各号に掲げるものを除くほか、法令又は当該地方公共団体の条例もしくは規則によりその権限に属する事項。

そこで、この計画工事の執行に当つては、技術部門は局長その他の職員で調査を行つて来たのでありますが、**何分にも市始つて以来の特殊工事**でもありますので、その遂行に当つては、全般の運営を考えまして、昭和31年8月1日従来の管理者である山田水道局長に代り内田助役を管理者に任命して機構を充実し、着々工事を予定の通りに進捗してきたのでありますが、偶々助役の任期満了により、昭和32年9月から管理者が空席となつたのであります。

当時配水管敷設工事の進捗状況は七〇%程度進んでいたのであります。その際助役を管理者として再任を考慮いたしましたが、当時の状況として、七〇周年記念行事などの計画もあり、反面拡張計画では配水管敷設工事は殆んど終了し、配水池などの技術部門が残つていた関係上再任せず、局長に専念させていたので、法的には管理者の欠員中は市長がその権限を行使することになり、現在に至つたのであります。

火災は人災です！

＝昭和34年の新春を迎えて＝

鳥取市消防長　今村一二

昭和34年の新春を迎えら一〇年を経過し、今年るに当り、私は市民の皆さんと共に過去をふり返り、本年の無事ならん事を祈念したいと思います。御承知のように、自治消防制度が発足してか、自分の家から、自分等人全部が消防のつもりで の町内から職場から火事を出さない事であります。

この制度のねらいとするところは、市民一人一この一〇年間に、火事を消す施設はだんだんと整備されて来たよのうでありますが、一番大切な火事を出さない注意ほまだまだ不十分であります。

全国的に、回数は毎年ぐんぐん増える一方でありますが、鳥取市はその全国平均よりも更に二倍近くも多く、昨年の如きは六〇数回という鳥取市始まって以来の芳しくない記録を示したのであります。

そして損害額も毎日毎日平均四万円程度のものを灰にしているのであります。

これが去る27年大火災を体験した鳥取市の現状である事を思うとき、近くも残念でなりません。

火災の度毎に私どもはその原因を究明していますが、一部のものを除き、大部分の火災はいづれも起るべきところから起つているのでありまして、地震や風水害と異り、その殆んどは市民の心構え一つで十分予防できると痛感しているのであります。

即ち、火災は天災ではなく人災なのであります。消防は、年間に少くとけ事を思えば、何とかなる早急に改修願いたいものであります。

折角できました立派な自治消防の制度も、魂がなくては単に外形だけのものでしかありません。過去一〇年間にできたこの外形に、今年こそ市民全部の方々で魂を入れていただきたいものであります。

無火災鳥取市の金字塔も、これによって始めて打ち樹てられるものと確信する次第であります。

寒空に意氣高し

＝消防出初式盛大＝

恒例の鳥取市消防出初式は、1月6日石破知事外来賓を迎えて盛大に挙行されました。

好天気に恵まれたこの日午前9時、消防本部前に勢揃いした鳥取市消防車三台を除く）は、司令台のポンプ車から、三〇余条の白竜が、珍しく晴れわたつた寒空に躍り上り、或は水平に上方に、サイレンを合図に一斉放水の水幕を張り、さんさんと降り注ぐ陽光に美しい虹の架け橋を出現！七色に彩られた輝く街の上空！市民の大きな信頼感を呼び、鳥取市消防の意気と決意を観衆の歓声の中に高らかに示しました。

そして、消防長の講評、市長の訓示、石破知事や西川市議会議長の祝辞などがあつて意義ある昭和34年の出初式を終了いたしました。

恒例の鳥取市消防出初式を先頭に市内主要通りを堂々と行進しました。

終つて東町お濠端に整列して、市長の点検、ポンプ操法では迅速正確な平素の訓練の精華を発揮し、次いでこの出初式の呼物である待望の一斉放水に移りました。

久松山下に待期した一、三〇の白竜が、珍しく晴れわたつた寒空に躍り上り、或は水平に上方に、サイレンを合図に一斉放水の水幕を張り、さんさんと降り注ぐ陽光に美しい虹の架け橋を出現！七色に彩られた輝く街の上空！市民の大きな信頼感を呼び、鳥取市消防の意気と決意を観衆の歓声の中に高らかに示しました。

そして、消防長の講評、市長の訓示、石破知事や西川市議会議長の祝辞などがあつて意義ある昭和34年の出初式を終了いたしました。

昭和34年度　保育所入所あんない

＝申込みは2月9日までに＝

受付

1月24日～2月9日の間に各保育所へ

対象

保育に欠ける乳幼児

保育所とは

◎父母が労働とか病気などのため、保育ができない児童をおあずかりし、その児童の福祉を図るのが使命です。

◎保育所は義務的に給食を行い、健全な児童の発育を図ります。

◎生活扶助、母子家庭、これに準ずる児童は優先的に入所できます

保育料

免除家庭から最高八八〇円程度まで六段階で、昭和33年度の所得税や市民税の課税状況によつて決定されます。

余裕あれば

保育所は、保育に欠ける児童のみお預りすることになつておりますが、定員に余裕がある場合に限り、その他の児童もお預り致します。しかしこの場合は保育料が最高額となります。

なお、保育所は定員を越えての入所が絶対ゆるされないことになつております。御希望のお方は期日までに御希望の保育所においでになつて御申込み下さい。

（市福祉事務所）

積極的に防犯を

鳥取警察署長　穐山正美

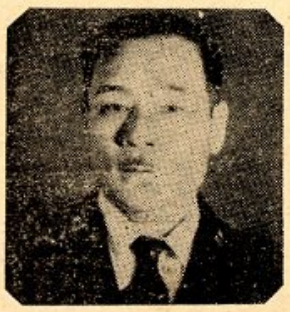

昨年は市制七〇周年のながら伝統と品性を誇る記念すべき年に当り、市鳥取市、そして現在も将来も県の文化、政治センター発展の歩みを続けられました。

本年は更に着実な歩調で前進を続けられるものと大いに期待しています。

今年こそ改めて行きたいと思う点はまだまだ少くありません。

その第一点は防犯、それも少年を中心とするものです。人生に交通のための道路に、自希望を失つた分一人の便利のため物を と思われるや置いて、狭い道路を一層けくそな犯罪使い難くする。街角で前、余りにも無後も見ずに飛出してくる軌道な非行な人や車。どの一つを見てどは、数の上も誠に心ないわざと思えでも質から見てなりません。

交通事故の解消は、道路や設備の改善もさることとして立派な市民憲章を作りました。

防犯とか交通道徳の問題についても、同様の積に他人を尊重する、迷惑極さがあらわれることをかけないと云う心構え念願しています。

終りに市民皆さんの御鳥取の市民性は消極的健康と御多幸を御祈りしである、と云われていまして年頭の御挨拶といたします。

これらは子弟を持つ親ように、1月の中ごろから急に上昇し、7月まで殆んど同じ高さが続きます。

そして7月に一度低くなりますが、8月にはまた上昇し、そのまま年末まで多少の高低をつくりながら、その高さを維持していくのが普通になつています。

一般にサギは窃盗など と同じように、国内の経済事情を敏感に反映して現在では病院、学校、商店などをはじめ、だれからもよろこばれているのがこの無警笛運動です。

運転者間でも「この静かさを永久的に続けよう」と申合わせがされているくらいですから、みんなで充分に育ててゆきましょう。

第第第